

健発0619第3号
令和5年6月19日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業実施要綱の一部改正について

標記事業については、令和3年3月23日健発0323第6号本職通知「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業の実施について」の別紙「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、別紙の新旧対照表のとおり、実施要綱の一部を改正し、令和5年6月19日から適用することとしたので通知する。